

申請者:古瀬 公博

論文題目 中小企業売買の市場メカニズムー市場化しにくい「財」の売買プロセスー

審査員 鈴木 良隆  
村田 和彦  
島本 実

本論文は、商品として市場取引の対象となりにくい中小企業に注目し、中小企業がどの様にして元の所有者から継承者へと移転するかというプロセスを解明したものである。筆者は、近年、中小企業売買が増加し、また後継者問題が深刻化している、という事実からこの問題の重要性を提起する。

このプロセスを解明するために、筆者は一方で、「贈与」という概念を援用する。すなわち、元の所有者は、企業を手放すことが引き起こす社会的非難や後ろめたさを避けるために、主観的には「贈与」の形をとる。他方で、所有者の移転は、客観的には「売買」というかたちをとり、それによって、ふさわしい承継者の手にわたることになるとする。

この「贈与」と「売買」とのギャップを埋める条件が中小企業売買には必要であるとして、売り手、買い手、仲介業者それぞれの立場と役割を明らかにし、その条件が「ディタッチメント」「売買市場における匿名性の確保」「バランス」にあるとする。そして一連のプロセスを、所有者の意思決定から始まって、仲介業者への相談、買い手企業への情報伝達、贈与と売買とのバランスに至るまで克明に分析している。この分析は、現実に行われた事例に対するインタビュー調査に基づいて行われている。

筆者の問題設定には独自性があり、分析枠組みや手法も、経済学や社会学を広くサーベイしたうえでよく考えられている。また元の所有者から買い手に企業が移転するプロセスについても、それぞれの局面で生じている問題について事実に基づいて緻密な分析が行われている。これらの点に関して、この論文の水準は高いといえる。

確かに、「贈与」「商品化」といった概念や、その社会的な意義については、さらに考慮すべき点が残されている。またインタビューのサンプルについても、それが持つ限界を補う工夫が必要であろう。さらに中小企業はどこでもこのようなプロセスをたどるかどうかといった点についても、自分の研究を相対化することも求められる。しかしこれらはむしろ今後の課題というべきである。審査員は一致して、筆者が独立した研究者として残された課題に取り組んでいく脳力を持っている、と判断している。評価は合格とする。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。